

令和7年10月1日から町の公共施設の使用料の料金を改定します



この使用料金の改定は、令和2年10月1日から適用する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で公共施設の使用を制限するなど、利用者に不便をかけているとして適用を先送りしていました。

しかし、物価高の状況にはあるものの、新型コロナウイルス感染症による施設使用時の制限がなくなったことから、受益者負担の原則に基づいて令和7年10月1日から料金を改定します。

この料金改定による増収分は、施設利用環境の維持や、福祉、教育などの社会保障費の財源となりますので、ご理解をくださるようお願いします。

【使用料】

○聖籠町公民館、藤寄地区公民館、公民館第一分館、亀代地区公民館

区 分 施設名		使用料の額			
		(午前) 午前9時～正午	(午後) 午後0時30分～ 4時30分	(夜間) 午後5時30分～ 9時30分	(全日) 午前9時～ 午後9時30分
公民館	小ホール	1300円	1950円	2600円	4550円
	会議室1	700円	700円	1050円	1750円
	会議室2	500円	500円	750円	1400円
	会議室3	500円	500円	750円	1400円
	和室	850円	1250円	1700円	2550円
	多目的ホール	1300円	1950円	2600円	4550円
藤寄地区公民館		400円	600円	800円	1350円
公民館第一分館	学習室1～4	1300円	1300円	1950円	3250円
亀代地区公民館	小ホール	1300円	1950円	2600円	4550円
	和室(大)	1000円	1500円	2000円	3000円
	和室(小)	500円	500円	700円	1300円

○聖籠町文化会館

施設名		使用料の額			
		(午前) 午前9時～ 午後0時30分	(午後) 午後1時～5時	(夜間) 午後5時30分～ 9時30分	(全日) 午前9時～ 午後9時30分
ホール	平日	1万4400円	2万5200円	3万1200円	6万3600円
	土・日・祝日	2万4000円	3万円	4万3200円	8万7600円
楽屋(小)		150円	250円	250円	450円
楽屋(大)		400円	600円	600円	1250円
ホワイエ(ホールとの同時使用を除く)		2450円	3700円	4950円	9900円
附属設備および備品類		午前、午後、夜間、全日ごとに附属設備および1品目につき規則で定める額			

○聖籠町蓮のギャラリー、聖籠町蓮の創作工房

施設名		使用料の額(1日)	
聖籠町蓮のギャラリー	展示を目的とする場合	1400円	
	展示以外を目的とする場合	2800円	
聖籠町蓮の創作工房	展示を目的とする場合	650円	
	展示以外を目的とする場合	1300円	

○聖籠町青少年交流センター

施設名		使用料の額			
		(午前) 午前9時～正午	(午後) 午後0時30分～ 4時30分	(夜間) 午後5時30分～ 9時30分	(全日) 午前9時～ 午後9時30分
ホール		3900円	5200円	6500円	1万400円

○聖籠町地域交流施設(そだちの家)

利用区分	午前9時～11時30分	午前11時30分～午後2時	午前9時～午後2時
使用料の額	1300円	1300円	2600円

○聖籠町総合体育館(使用時間単位：2時間)

区分		使用料
体育競技を目的	競技場全面	2600円
	競技場半面	1300円
	柔・剣道場	1400円
	控室	350円
	ステージ	500円
	ランニングコース	1人1回200円(小・中学生は1人1回100円)
	放送設備	1000円
体育競技以外	競技場全面	5200円
	競技場半面	2600円
	柔・剣道場	2800円
	控室	700円
	ステージ	1000円
	ランニングコース	1人1回200円(小・中学生は1人1回100円)
	放送設備	2000円
トレーニングルーム		1人1回300円(小・中学生は1人1回150円) (初回時に登録料1人500円)
個人利用 (競技場および柔・剣道場に限り)		1人200円(小・中学生は1人100円)
更衣室・シャワー		1人1回100円(体育館使用との同時使用を除く。)

○聖籠町藤寄体育館 (使用時間単位：2 時間)

区 分		使用料
体育競技を目的	競技場	1200円
体育競技以外	競技場	2400円

○テニスコート (使用時間単位：2 時間)

区 分	使用料	照明設備使用料
1 面使用	700円	1000円
2 面使用	1400円	2000円
3 面使用	2800円	3000円
4 面使用	4200円	4000円

○多目的屋内運動場 (使用時間単位：2 時間)

区 分		使用料
体育競技を目的	運動場	2100円
	小体育室	550円
	和室	200円
体育競技以外	運動場	4200円
	小体育室	1100円
	和室	400円

○スポアイランド聖籠 (使用時間単位：2 時間)

区 分		使用料	照明設備使用料
体育競技を目的	メイングラウンド (全面)	3900円	7800円
	音響設備	2000円	—
	音響設備を伴うステージ使用	2000円	—
	ふれあい広場	900円 (占有使用の場合)	
体育競技以外	メイングラウンド (全面)	1 万9500円	7800円
	音響設備	2000円	—
	音響設備を伴うステージ使用	2000円	—
	ふれあい広場	900円 (占有使用の場合)	

○聖籠野球場、次第浜野球場 (使用時間単位：30分)

区 分		使用料
聖籠野球場	グラウンド	550円
	照明設備	2600円
次第浜野球場	グラウンド	350円

○網代浜艇庫

区 分	使用料 (日額)
セーリング競技用の艇の陸置	1 区画 50円
上記以外の物の陸置	1 区画 50円

○聖籠町海のにぎわい館

区 分 施設名	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 5 時	午前9時～ 午後5 時
小会議室	2100円	2650円	4250円
大会議室	3250円	3900円	6500円
シャワー	1 回につき200円		

○町立学校体育館 (使用時間単位：1 時間)

施設名	使用料
山倉小学校体育館全面	400円
蓮野小学校体育館全面	
亀代小学校体育館全面	
聖籠中学校体育館全面	800円
聖籠中学校体育館半面	400円
聖籠中学校武道場	250円

※施設など使用料の新料金の適用は、令和7年10月1日以後に申請がなされたものからです。
 ※町立学校体育館の新料金の適用は、令和7年10月1日以後に使用許可がなされたものからです。

お問い合わせ 役場総合政策課 財政係(内線264)